

国立大学法人北海道大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成22年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

当該役員の担当業務に係る実績とその評価、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果を総合的に勘案して報酬に反映させるべく、国立大学法人北海道大学役員給与規程において、役員に支給される期末手当の額は、その者の役員としての業績に応じ、これを増額し、又は減額することができることとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

- ① 平成22年12月以降の本給(報酬)月額を0.2%減額した。
- ② 減額された本給(報酬)月額の平成22年度中の較差相当分を平成22年12月期の期末手当で減額調整した。
- ③ 12月期の期末手当の支給割合を1.65月から1.55月に改定した。ただし、平成22年12月期は1.5月とした。

理事

- ① 6月期の期末手当の支給割合を0.7月から0.65月に、勤勉手当の支給割合を0.75月から0.8月にそれぞれ改定した。
- ② 平成22年12月以降の本給(報酬)月額を0.2%減額した。
- ③ 減額された本給(報酬)月額の平成22年度中の較差相当分を平成22年12月期の期末手当で減額調整した。
- ④ 12月期の期末手当の支給割合を0.8月から、勤勉手当の支給割合を0.85月からそれぞれ0.775月に改定した。ただし、平成22年12月期はそれぞれ0.75月とした。

理事(非常勤)

該当者なし。

監事

法人の長の改定内容と同じ。

監事(非常勤)

改正なし。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成22年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任	
法人の長	20,272	14,472	5,249	434 (地域手当) 116 (寒冷地手当)			
A理事	15,277	11,020	3,861	330 (地域手当) 65 (寒冷地手当)		3月31日	
B理事	15,407	11,020	3,861	330 (地域手当) 78 (通勤手当) 116 (寒冷地手当)		3月31日	
C理事	15,642	11,020	4,065	330 (地域手当) 109 (通勤手当) 116 (寒冷地手当)		3月31日	

役名	平成22年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
D理事	千円 16,176	千円 11,020	千円 4,064	千円 330 (地域手当) 696 (単身赴任手当) 65 (寒冷地手当)			
E理事	千円 16,549	千円 10,072	千円 4,104	千円 1,611 (地域手当) 696 (単身赴任手当) 65 (寒冷地手当)			◇
F理事	千円 15,582	千円 11,020	千円 4,065	千円 330 (地域手当) 49 (通勤手当) 116 (寒冷地手当)		3月31日	
G理事	千円 15,377	千円 11,020	千円 3,861	千円 330 (地域手当) 49 (通勤手当) 116 (寒冷地手当)			
A監事	千円 11,238	千円 8,704	千円 2,065	千円 261 (地域手当) 143 (通勤手当) 65 (寒冷地手当)	4月1日		
B監事 (非常勤)	千円 2,688	千円 2,688	千円 0	千円 0 ()	4月1日		

注1:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

注2:「地域手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

注3:前職欄の「◇」は役員出向者であることを示す。

3 役員の退職手当の支給状況(平成22年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事	千円	年 月			該当者なし	
監事	千円 2,178	年 月 2 0	H22.3.31	-	経営協議会において業績評価を標準(1.0)と決定した。	※

注:前職欄の「※」は独立行政法人等の退職者であることを示す。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

運営費交付金の削減の影響等を勘案しつつ、「行政改革の重要方針（平成17年12月24日閣議決定）」に基づく総人件費改革の対応を踏まえ、教育・研究ニーズに沿った人員配置を行うとともに、事務の簡素化、合理化やアウトソーシング等により人件費総額の削減に努めている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

当法人は、国から運営費交付金が措置されていることから、国民の理解が得られるよう、社会一般の情勢に適合した適正な給与水準とすることとしている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇給、昇格の実施及び勤勉手当の成績率の判定に当たっては、勤務の実態に則した職員の勤務成績を考慮している。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
基本給月額 (昇給)	5段階の昇給区分(号俸数)により、昇給日(1月1日)前1年間の勤務成績に応じて昇給することができる。
基本給月額 (昇格)	教員:昇任した職員については、その者が従事する職務に応じた上位の級に昇格させることができる。 教員以外:勤務成績が良好な職員については、その者が従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価により1級上位の級に昇格させることができる。
勤勉手当 (査定分)	基準日(6月1日・12月1日)以前6箇月以内の期間における勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給することができる。

ウ 平成22年度における給与制度の主な改正点

〔平成22年4月1日実施〕

1 入試手当の額の改正

個別学力検査等(第2次入学試験)前期日程及び後期日程の出題業務に従事する教科・科目責任者及び部員の当該出題業務に、予備問題の作成も含めることとし、また、当該出題業務に従事する者及び試験問題の点検業務に従事する者に支給する手当額を改めた

2 超過勤務手当及び休日給の支給割合を引き上げ

① 所定の勤務時間以外の時間に勤務した時間が、休日給が支給されることとなる時間(日曜日に勤務した時間を除く。)と合わせて1箇月について60時間を超えた場合には、その60時間を超えて勤務した全時間のうち、所定の勤務時間以外の時間に勤務した時間に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の100分の150を超過勤務手当として支給

② 休日に勤務した時間(日曜日に勤務した時間を除く。)が、超過勤務手当が支給されることとなる時間と合わせて1箇月について60時間を超えた場合には、その60時間を超えて勤務した全時間のうち、休日に勤務した時間に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の100分の150を休日給として支給

〔平成22年10月1日実施〕

3 学位論文の審査等を行った職員へ支給する学位論文審査手当の額を、主査にあつては15,000円から24,000円に、主査以外の者にあつては6,000円から10,000円にそれぞれ改定

〔平成22年12月1日実施〕

4 主に中高年齢層の職員が受ける基本給月額について、平均0.1%引き下げ

5 各基本給表の引き下げに伴い基本給の調整額に係る調整基本額を改定

6 期末手当及び勤勉手当について、6月期は0.05月分、12月期は0.15月分引き下げ(但し、平成22年12月期については0.2月分を引き下げ)

7 4の引き下げを受ける職員の平成18年4月の基本給の切替えに伴う経過措置にかかる算定の基礎額について、0.17%(指定職基本給表の適用を受ける職員にあつては0.24%)引き下げ

8 一般職基本給表(A)適用職員で6級以上の職員及び他の基本給表のこれに相当する職員の基本給月額等について、55歳に達した日後における最初の4月1日以後の基本給、管理職手当、地域手当、広域異動手当、期末手当、勤勉手当等の支給額を1.5%引き下げ

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成22年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	3,337	44.4	7,017	5,248	74	1,769
事務・技術	857	41.3	5,367	4,072	84	1,295
教育職種 (大学教員)	1,822	48.0	8,492	6,304	72	2,188
医療職種 (病院看護師)	471	36.8	4,884	3,711	66	1,173
技能・労務職種	5	52.9	5,381	4,092	88	1,289
海事職種	17	48.6	7,460	5,574	3	1,886
海技職種	26	41.7	5,462	4,133	0	1,329
医療職種 (病院医療技術職員)	128	40.7	5,327	4,041	96	1,286
その他医療職種 (医療技術職員)	6	46.8	5,122	3,876	98	1,246
その他医療職種 (看護師)	2					
指定職種	1					
専門職(学術)	2					

再任用職員	42	62.6	2,249	2,249	89	0
事務・技術	42	62.6	2,249	2,249	89	0

非常勤職員	393	35.3	3,862	2,967	78	895
事務・技術	118	40.5	3,120	2,384	111	736
教育職種 (大学教員)	40	41.1	6,456	4,953	47	1,503
医療職種 (病院看護師)	151	27.3	3,772	2,913	53	859
技能・労務職種	34	50.1	3,664	2,793	94	871
教育職種 (外国人教師等)	5	43.1	6,221	4,727	51	1,494
医療職種 (病院医療技術職員)	37	29.0	3,554	2,737	96	817
福祉系職種 (保育園職員)	8	44.3	4,329	3,341	102	988

注1: 在外職員及び任期付職員については、該当者がいないため表を省略した。

注2: 「技能・労務職種」とは、自動車運転手、調理師等の業務を行う職種を示す。

注3: 常勤職員の「海事職種」とは、船舶の船長、機関長、航海士、機関士の業務を行う職種を示す。

注4: 常勤職員の「海技職種」とは、船舶の乗組員の業務を行う職種を示す。

注5: 常勤職員の「指定職種」とは、特に指定された高度な業務を行う職種を示す。

注6: 常勤職員の「専門職(学術)」とは、学術に係る専門的業務を行う職種を示す。

注7: 常勤職員の医療職種(病院医師)については、該当者がいないため省略した。

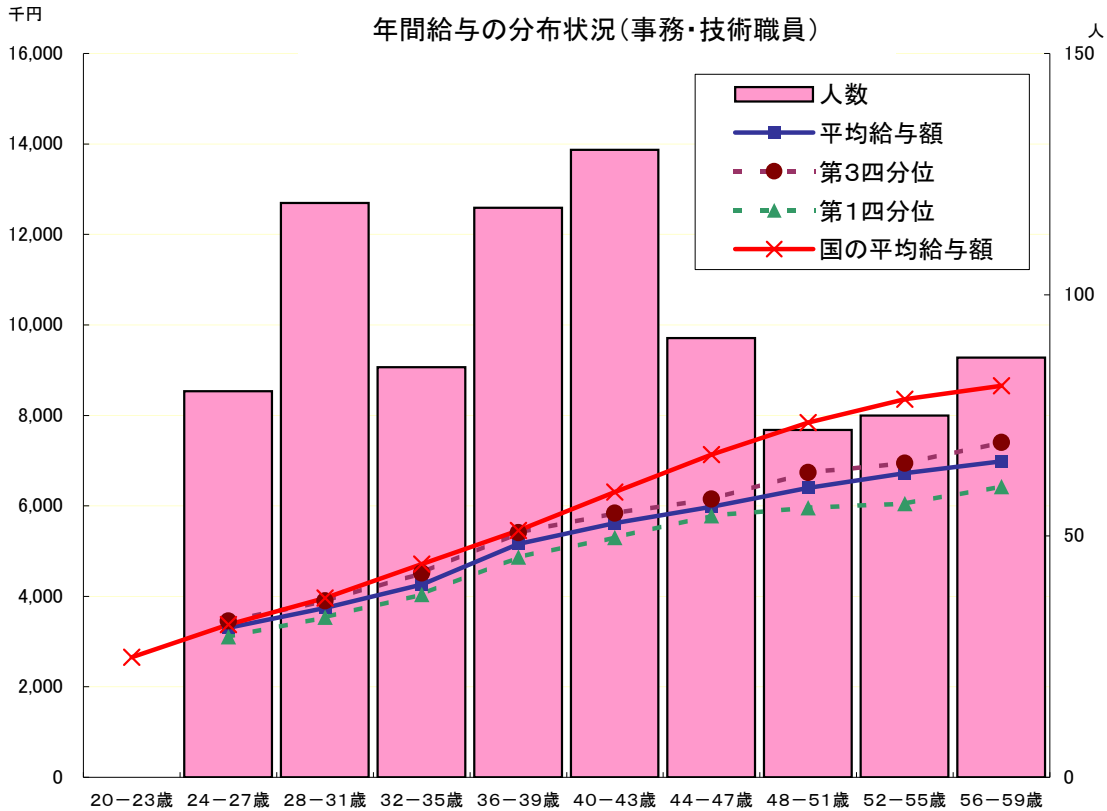
注8: 常勤職員の「その他医療職種(看護師)」、「指定職種」及び「専門職(学術)」については、該当者が1人又は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

[年俸制適用者]

区分	人員	平均年齢	平成22年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
非常勤職員	人 282	歳 40.1	千円 6,103	千円 6,103	千円 62	千円 0
教育職種 (大学教員)	人 244	歳 39.9	千円 6,143	千円 6,143	千円 52	千円 0
特定職種 (特定専門職員)	人 38	歳 40.9	千円 5,849	千円 5,849	千円 121	千円 0

注:「特定職種(特定専門職員)」とは、高度の専門性を有する業務等を行う職種を示す。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]

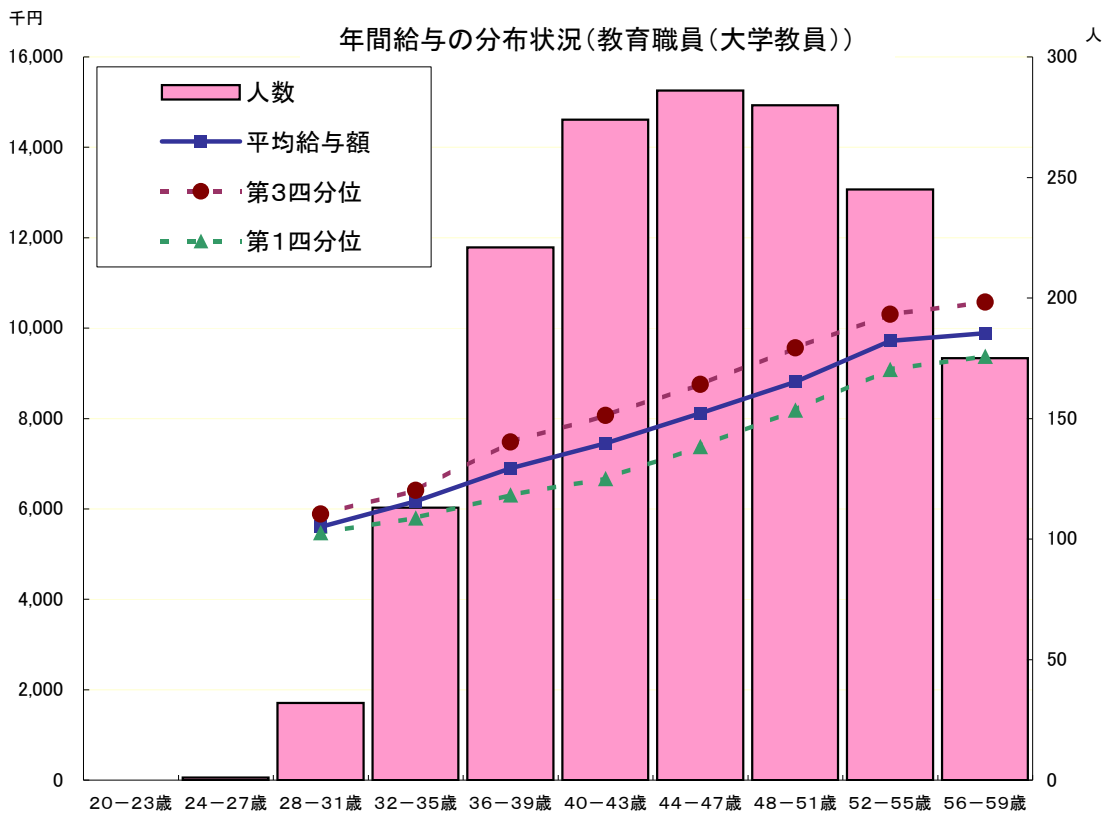


注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

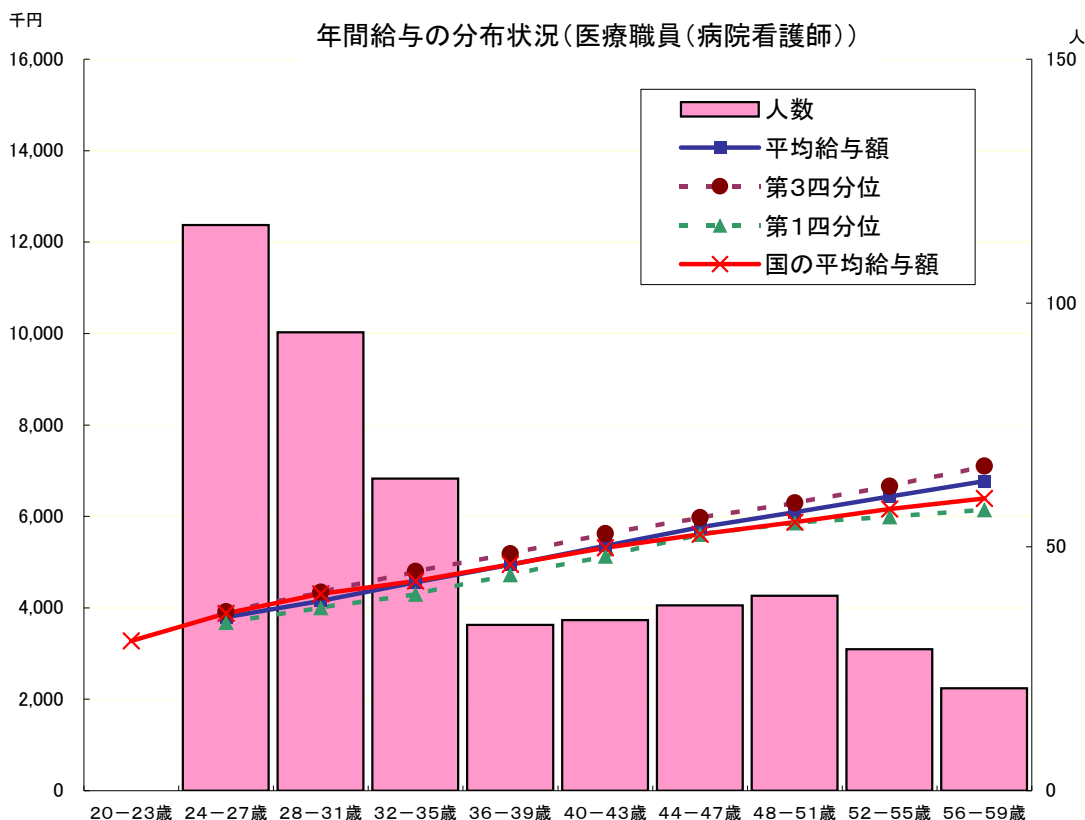
分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
		人	歳	千円		千円	
代表的職位							
・部長	8	57.1	8,344	10,055	11,182		
・課長	47	53.9	7,001	7,728	8,056		
・課長補佐	63	53.5	6,521	6,727	6,919		
・係長	354	44.8	5,429	5,775	6,107		
・主任	120	40.8	4,470	4,968	5,529		
・係員	265	31.4	3,423	3,845	4,071		

注:「課長」には相当職である「室長」及び「事務長」を、「課長補佐」には相当職である「室長補佐」及び「事務長補佐」を含む。



注: 年齢24~27歳の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
・教授	676	54.5	9,609	10,176	10,625
・准教授	558	45.7	7,664	8,105	8,611
・講師	107	46.8	7,395	7,794	8,310
・助教	461	41.2	6,058	6,466	6,899
・助手	15	53.1	6,206	6,569	6,971
・教務職員	5	48.5	5,080	5,265	5,494



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
代表的職位	人	歳	千円	平均 千円	千円
・看護部長	1		—	—	—
・副看護部長	4	58.5	—	8,020	—
・看護師長	31	51.7	6,321	6,601	6,968
・副看護師長	76	45.9	5,442	5,772	6,138
・看護師	358	33.3	3,866	4,412	4,774
・准看護師	1		—	—	—

注1:「看護師」には、「助産師」を含む。

注2:「看護部長」及び「准看護師」の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢以下は表示していない。

注3:「副看護部長」の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成23年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		係員	主任係員	係長主任	課長補佐係長	課長課長補佐	部長課長	部長
人員(割合)	857	67 (7.8%)	207 (24.2%)	423 (49.4%)	82 (9.6%)	58 (6.8%)	14 (1.6%)	4 (0.5%)
年齢(最高～最低)		30 } 24	59 } 25	59 } 34	59 } 45	59 } 39	59 } 41	59 } 52
所定内給与年額(最高～最低)		2,992 } 2,235	4,120 } 2,434	5,315 } 2,764	5,811 } 4,358	6,822 } 4,613	7,178 } 5,848	8,456 } 6,976
年間給与額(最高～最低)		3,950 } 2,939	5,371 } 3,244	6,871 } 3,692	7,545 } 5,803	8,733 } 6,305	9,296 } 7,835	11,182 } 9,392

区分	計	8級	9級	10級
標準的な職位		部長	事務局長	事務局長
人員(割合)		2 (0.2%)	0	0
年齢(最高～最低)		}	}	}
所定内給与年額(最高～最低)		}	}	}
年間給与額(最高～最低)		}	}	}

注:8級における該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学職員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助教・助手	講師	准教授	教授
人員(割合)	1,822	5 (0.3%)	476 (26.1%)	112 (6.1%)	555 (30.5%)	674 (37.0%)
年齢(最高～最低)		56 39	62 27	62 30	62 32	62 38
所定内給与年額(最高～最低)		4,296 3,646	5,953 3,062	6,655 3,751	7,497 4,234	10,443 5,835
年間給与額(最高～最低)		5,742 4,808	7,716 4,028	8,867 5,013	9,738 5,631	13,732 7,700

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長	看護師長	副看護部長	看護部長	看護部長
人員(割合)	471	1 (0.2%)	358 (76.0%)	76 (16.1%)	31 (6.6%)	4 (0.8%)	1 (0.2%)	0 (0.0%)
年齢(最高～最低)		}	58 24	58 32	59 42	59 57	}	}
所定内給与年額(最高～最低)		}	4,709 2,530	5,052 3,458	5,377 4,226	6,093 5,796	}	}
年間給与額(最高～最低)		}	6,414 3,330	6,660 4,554	7,213 5,708	8,213 7,806	}	}

注: 1級及び6級における該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成22年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 62.1	% 65.4	% 63.8
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 37.9	% 34.6	% 36.2
	最高～最低	% 50.8～33.3	% 47.4～30.0	% 46.0～31.6
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 63.9	% 67.3	% 65.6
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 36.1	% 32.7	% 34.4
	最高～最低	% 42.9～32.1	% 39.7～28.7	% 41.3～30.4

(教育職員(大学職員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	59.8	63.9	61.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	40.2	36.1	38.1
	最高～最低	51.8～29.0	48.4～30.3	50.1～32.0
一般職員	一律支給分(期末相当)	63.9	67.4	65.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	36.1	32.6	34.3
	最高～最低	49.2～31.5	45.7～28.7	45.4～30.6

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	55.0	58.2	56.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	45.0	41.8	43.4
	最高～最低	51.8～42.9	48.4～39.7	50.1～41.3
一般職員	一律支給分(期末相当)	62.4	66.4	64.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	37.6	33.6	35.6
	最高～最低	42.9～33.0	39.7～29.7	41.3～31.3

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))	87.1
対他の国立大学法人等	99.6

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等	98.6
------------	------

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))	100.3
対他の国立大学法人等	101.2

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 87.1	
	参考	地域勘案 93.6 学歴勘案 86.8 地域・学歴勘案 93.6
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 国家公務員に比べ低い給与水準であり、適正であると考ええる。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 49% (国からの財政支出額 45,334百万円、支出予算の総額 91,776百万円：平成22年度予算)	
	【検証結果】 国からの財政支出額の規模は大きいですが、総額に占める割合は50%未満となっており、給与水準は適切であると考えている。	
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成21年度決算)	
講ずる措置	職員の給与水準については、引き続き社会一般の情勢に適合したものとなるよう努める。	

○医療職員(病院看護師)

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 100.3	
	参考	地域勘案 101.5 学歴勘案 99.0 地域・学歴勘案 101.3
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	国の医療職俸給表(三)適用者に対し本学病院看護師は最終学歴が大学卒業以上の者の割合が高いこと(国3.6%、本学38.6%)、及び1級適用者(准看護師)の割合が低いこと(国12.7%、本学0.2%)が主な要因と考えられる。 (国の数字は、人事院給与局「平成22年国家公務員給与等実態調査」による。)	
給与水準の適切性の検証	【主務大臣の検証結果】 学歴差を是正した給与水準の比較では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考ええる。	
	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 49% (国からの財政支出額 45,334百万円、支出予算の総額 91,776百万円：平成22年度予算)	
	【検証結果】 国からの財政支出額の規模は大きいですが、総額に占める割合は50%未満となっており、給与水準は適切であると考えている。	
講ずる措置	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成21年度決算)	
	職員の給与水準については、引き続き社会一般の情勢に適合したものとなるよう努める。	

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 95.7

(注) 上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成22年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

〔なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。〕

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成22年度)	前年度 (平成21年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成 22年度)からの増△減
	千円	千円	千円	(%)	千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	28,094,016	28,735,868	△ 641,852	(△2.2)	- (-)
退職手当支給額 (B)	4,015,119	3,170,334	844,785	(26.6)	- (-)
非常勤役職員等給与 (C)	11,255,976	10,475,543	780,433	(7.5)	- (-)
福利厚生費 (D)	4,692,136	4,485,488	206,648	(4.6)	- (-)
最広義人件費 (A+B+C+D)	48,057,247	46,867,233	1,190,014	(2.5)	- (-)

注1:「非常勤役職員等給与」は、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2:「退職手当支給額」は、国の常勤職員に相当する法人の常勤職員に係る退職手当額を計上している。

総人件費について参考となる事項

- ① i) 給与、報酬等支給総額の対前年度比が△2.2%となった要因
 - ・社会一般の情勢に適合するよう、基本給並びに期末手当及び勤勉手当を減額
 - ・事務の簡素化及び合理化等による人員の削減
- ii) 最広義人件費の対前年度比が+2.5%となった要因
 - ・主として外部資金を財源とする大型プロジェクト等に係る非常勤職員の増加に伴い非常勤役職員等給与が増加
- ②「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組の状況
 - i) 中期目標に示された人件費削減の取組に関する事項
 - ・既に実施している経費節減の取組を検証しつつ、さらなる経費節減・合理化に向けた取組を行う。
 - ii) 中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針
 - ・「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、人件費を削減する。

【主務大臣の検証結果】

5年間で5%以上削減を達成しており、問題ないと考える。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	32,303,048	30,714,961	30,187,235	29,625,384	28,735,868	28,094,016
人件費削減率 (%)		△4.9%	△6.5%	△8.3%	△11.0%	△13.0%
人件費削減率(補正值) (%)		△4.9%	△7.2%	△9.0%	△9.3%	△9.8%

- ・「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年度、平成19年度、平成20年度、平成21年度、平成22年度の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率は、それぞれ0%、0.7%、0%、△2.4%、△1.5%である。
- ・基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

IV 法人が必要と認める事項 特になし